

【重要事項説明書・別紙1】

○ 料金規程

1. 基本料金（厚生労働大臣の定める基準による。）

(1) 指定訪問介護

イ. 身体介護が中心である場合

②所要時間20分未満の場合	165円/回（利用者負担額・負担割合に応じた額）
②所要時間20分以上30分未満の場合	248円/回（利用者負担額・負担割合に応じた額）
③所要時間30分以上1時間未満の場合	394円/回（利用者負担額・負担割合に応じた額）
④所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	575円/回（利用者負担額・負担割合に応じた額）

ロ. 生活援助が中心である場合

①所要時間20分以上45分未満の場合	181円/回（利用者負担額・負担割合に応じた額）
①所要時間45分以上の場合	223円/回（利用者負担額・負担割合に応じた額）

※1 身体介護中心である訪問介護の後に引き続き、生活援助中心である訪問介護を行ったときは、当該生活援助が中心である訪問介護の所要時間が20分以上であった場合には70円を、45分以上であった場合は140円を、70分以上であった場合には210円を加算します。

※2 平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。なお、割増料金は介護保険の支給限度額の範囲内であれば介護保険給付の対象となります。

・夜間（午後6時から午後10時）	： 25%
・早朝（午前6時から午前8時）	： 25%
・深夜（午後10時から午前6時）	： 50%

※3 2人の介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で通常の利用料金の2倍の料金となります。

* 2人の訪問介護員でサービスを行う場合（事例）

- ・体重が重い利用者に入浴介助等の重介護を内容とする訪問介護を提供する場合等
- ・エレベーターのない建物の2階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合等

※4 ご要望により、ご担当の居宅介護支援事業所の介護支援専門員との連携のもと、居宅サービス計画において、計画的に訪問することになっていない訪問介護を緊急に行った場合は、1回につき100円を加算します。

※5 新規の訪問介護計画を作成した場合には、サービス提供責任者が初回又は当月中に、訪問介護を提供若しくはこれに同行します。この場合初回の訪問介護実施月に200円を加算します。

ハ. 生活機能向上連携加算

①生活機能向上連携加算Ⅰ	100円/月（利用者負担額・負担割合に応じた額）
②生活機能向上連携加算Ⅱ	200円/月（利用者負担額・負担割合に応じた額）

ニ. 介護職員処遇改善加算

所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定

(2) 指定第1号訪問事業

イ. 訪問型サービス費（Ⅰ）	1, 168円/月（利用者負担額・負担割合に応じた額）
ロ. 訪問型サービス費（Ⅱ）	2, 335円/月（利用者負担額・負担割合に応じた額）
ハ. 訪問型サービス費（Ⅲ）	3, 704円/月（利用者負担額・負担割合に応じた額）
二. 訪問型サービス費（短時間サービス）	1回につき 165単位（月22回まで）
ホ. 介護職員処遇改善加算	所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定

※1 新規の訪問介護計画を作成した場合には、サービス提供責任者が初回又は当月中に、訪問介護を提供若しくはこれに同行します。この場合初回の訪問介護実施月に200円を加算します。

《基本料金合計》

上記により算定される額が法定代理受領サービスの場合、利用者の介護報酬告示上の額となります。ただし、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合にあっては、いったん介護報酬告示額にて算定される料金（10割）をいただき、サービス提供証明書を発行しますのでこれを後日市町村の窓口へ提出しますと、負担割合に応じた差額分の払い戻しを受けることができます。

2. 料金の支払方法

毎月の清算とし毎月末で締め、翌月6日までに請求いたしますので、請求月の10日までに現金又は振込みにてお支払ください。なお、銀行の振込手数料は利用者負担にてお願いいたします。また、当事業所は料金の支払いを受けたときは、領収書を発行いたします。ただし、領収書は再発行いたしませんので大切に保管ください。